# 児童センターの現状と課題（Ｒ１年９月）

松本市社会福祉協議会　地域福祉課

## １　児童館（児童センター）の目的

地域の０歳から１８歳未満の子どもを対象に、遊びや生活の援助と地域での子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する施設

## ２　機能及び役割

### ⑴ 遊びを通じた子どもの育成

自発的・主体的な遊びが自由にできる環境づくりと日常的に遊びの充実に関わることや、児童厚生員から働きかける活動、子ども達自らが企画、準備、運営する活動、子どもを集団として組織する活動、館外を舞台にした活動等を行います。

### ⑵ 子どもの居場所、遊びの拠点

子どもが安心して時間を過ごすことができる居場所づくりを通じて、友達関係や家庭環境などの調整を含めて、子どもの生活を援助します。

### ⑶ 保護者の子育てを支援

保護者は、子ども達が一緒に過ごす場所でわが子の関係性を大きな視点で捉えることができます。

子どもの成長を喜び合い、問題や悩みの相談、援助を行い、また、保護者同士や地域の人々との関わりを援助する、子育ての共同の場を提供します。

### ⑷ 地域の子育て力を高める

地域の子育て資源を活用し、子育ての社会化に向けてネットッワークを広げます。

また、子どもの視点も発信しながら地域に開かれた子育てを目指すものです。

### ⑸ 地域住民の理解

子育て支援センターの機能や役割を通して地域資源ネットワーク化を図り、子育て支援拠点の実現のため、さまざまな人々が関心をもち、協力しながら関わることができるよう地域住民の理解が求められます。

## ３　児童センターの現状

松本市の児童福祉施策は、小学校入学時からの学齢期事業として、小学校放課後の児童の生活支援である、児童館・児童センターの運営事業及び放課後児童健全育成事業を実施し、内、２０施設については松本市社会福祉協議会が指定管理を受けています。

また、未就園の幼児と保護者の子育て支援のため、つどいの広場事業の業務を１５施設で受託しており、いずれの事業も同一施設で実施していることから様々な弊害が発生しているのが現状です。

## ４　各事業の課題

### (1) 児童館・児童センターの運営事業

児童館・児童センターは、上記１の目的、２の機能及び役割に記載のとおり、広く地域の児童の支援を行うものとされているところですが、放課後児童健全育成事業利用の児童数が毎年増加していることから、本来の目指す姿とは大きく乖離しています。

また、施設によっては老朽化の進行が激しいことから、擦傷、創傷などの怪我が心配され、安全な児童生活の確保ができていないことや、建設当初の意匠と現在の生活環境の違いから、照明や動線等使い勝手の悪い運営を余儀なくされています。

更に、昨今の気象状況から猛暑により、建物の構造上、室温が上がり過ぎて使用できない場所があり、暑さで体調を崩す児童がいますが休養させる場所がないことや冬の感冒期に一時隔離し静養させる場所がないことも安全に欠ける点です。

### (2) 放課後児童健全育成事業

非正規雇用の社会化や共働き家庭の増加に伴い、登録児童は年々増加しています。

また、鎌田、芳川地区といった土地開発が盛んな地区においては、転入者が若い世代であることに伴い、児童数も急増しています。

更に、児童数の伸びは小康状態となったものの、島内、梓川、波田地区等の児童センターでは許容面積に対して、登録児童数が既に限界に達しており、過密状態で生活をしています。

対応策として、建物の増築や通所対象範囲（学校区）の見直しなどの早期検討や定員制等の受入制限の検討が必要です。

### (3) つどいの広場事業

児童館・児童センター運営事業、放課後児童健全育成事業、つどいの広場事業の３事業が、時差はあるものの同一施設で実施していることから、様々な課題について運営を工夫していますが、根本的な課題の解消に至っていません。

特に、児童が外遊びで使用した後を、つどいの広場の幼児が使用するため、絨毯や遊具の清掃、消毒はしているものの衛生面で不安があることや、南部児童センターについては、部屋の狭さも相まって、隔離したスペースが確保できず、登録児童が入り交じり混乱を起こしていることから、別の場所を確保する必要があります。

対応として、菅野児童センター等では、長期休み期間中は公民館の一室を借用し実施しています。

### (4) 長期（夏・春）休み期間中の対応

長期（夏・春）休み期間中は、通常の登録児童以外の一時利用児童が増えることから、児童数は大幅に増加し施設が一層に狭隘となり、怪我や事故の危険度が非常に高くなります。

更に、一時利用については、前日の電話で利用が可能なことから児童の状態が分からずに、要支援の疑いの児童を受け入れる等、対応に苦慮する状況があります。

また、昨今の猛暑に施設全体（遊戯室、図書室、職員室等）が対応できておらず、児童の熱中症に神経を使っていますが、各センターともに毎日数名の児童が体調を崩しているのが実状です。

そのため、対応する館長以下のスタッフは、要員が充分と言えない配置のために休暇の取得もままならず、心身共に疲弊し労働環境の改善が急務です。

対応策として、早期の施設整備（冷房設備の設置）とスタッフの増員が必要です。

(5) 要支援児童の対応

各センターともに、要支援児童が自分らしく、精神的に落ち着く、心の安心を得られるスペースが確保できないため、他児童の生活環境を悪化させることや、施設内での生活の決まりを守れないなど、他児童に影響を少なからず与えていますが、特に要支援児童が集中することで要支援児童同士が影響を受け合い、高揚し行動を制御できない状況があります。

センターのスタッフは、女性が多いこともあり、高学年の児童には数名がかりで対応しても興奮状態の児童を抑えることができません。

要支援児童が思い切り気持ちを発散した後にクールダウンできる静かな環境を確保することが必要です。

また、おやつや行事食については、児童のアレルギー有無の情報を保護者から詳細に収集のうえ把握するとともに、職員全員が情報共有を行う必要があります。

(6) 保護者の理解

児童センターの送迎時には、家庭内や児童センター内での生活状況を保護者と職員が共有するために声かけを行っています。

保護者の皆さんも多忙のため、簡潔にわかりやすくを心がけていますが、中にはセンターの玄関まで送り迎えのない保護者の方もいて、子どものことが中心となっていないことも見受けられます。

また、子どもが宿題を行うことを児童センターに転嫁したり、家で留守番をしたいのに預けられるといった子どもの発言や、お盆や年末年始中に利用の予約をしたにもかかわらず当日キャンセルする等から、児童センターに預けることが子どもの義務教育であるかのような錯誤や、保護者の都合が優先され親の就業や生活支援が主となっていて、真に子どもの育成支援につながっていないことや、利用の必要性自体が問われる危惧があります。

子どもが家族とゆっくり、メリハリのある生活をどのように送るのかを保護者自身に考えてもらい、保護者と児童センターが共通の認識を持ち一体となって子どもに向かう必要があります。

(7) 職員の資質向上

各センターともに、子どもが遊びを通じて、自主性、社会性、創造性を培い思いやりのある心に育つための援助に向けて、職員研修を通じて職員資質の向上に努めていますが、「いじめ問題」などの子どもが発言できないこと、口に出して言えない

ことを感じとる気づきの目を持つスキルを高める必要があります。

また、要支援児童へ対応するための専門的知識を持ち、スキルを高めるトレーニングも必要です。

5　指定管理者の取組み

児童センターの各種課題については、指定管理者としてセンター毎の様々な工夫により運営しているところですが、次の事項については全センター共通の方針で取り組みます。

(1) 地域の子どもは地域で育てることを基本に考え、地域の団体等と良好な関係を保ち連携を図ります。

(2) 地域からの関わりや支援は増加しています。地域の協力に感謝し事業を継続して実施します。また、地域からの提供だけでなく子供たちができる地域貢献についてを意識した事業を計画します。

また、一層に開かれた児童センターとなるよう、施設や活動を積極的に周知します。

(3) 小中高生の交流やグループ活動により異年齢の交流や関係を深め、社会生活の体得につなげます。

(4) 子どもの生活の様子を関係機関（保育園、小中高校、地域づくりセンター、保健センター等）で情報共有する場づくりに努め、積極的に連携を図ります。

(5) 児童センターでの子どもの生活の様子を保護者に確実に伝えるため、職員間の情報共有をしっかり行うとともに、全職員が共通認識のもとで児童一人ひとりに公平に対応し見守ることを徹底します。

(6) 子どもの主体性を引きだす指導、支援について職員間で共有し、子ども自身がやりたいことを自分で考えて行動できるよう促します。

(7) 気づきの目を持つことや要支援児への対応などのスキルを高める研修やトレーニングを重ね、職員の資質向上に努めます。

6　意見（問題提起）

県下唯一の、子どもの権利条例を制定している松本市の子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、あくまで子どもの視点に立ち、子どもの意見を代弁する意味で、児童センターの指定管理を受けている松本市社会福祉協議会として意見（問題提起）を行うものです。

(1) 子どもに少しでも親のもとで生活しふれあえる時間を与えることが保護者の養育の基本と考えます。

保護者の勤務状況も理解できますが、長期休み中の受入時間が最長で１１時間と長時間となるために子どもの心身に対する負担が大きいことや、保護者と一緒に居たい子どもの権利を守るためにも、一例として、一人の子どもの預け入れ時間を９時間程度に制限することやお盆や年末年始には一定期間を休館にするなど、子どもを主体にしたセンター運営ができるような検討が必要です。

(2) 長期休み期間だけ一時登録し利用している子どもで、特に高学年の児童については自宅で留守番ができる力や、地域の子供同士が楽しく遊んで過ごす力を身に着けさせるためにも、間接的な受け入れ制限につながるように、一例として長期休み期間の利用料金を見直す等の検討が必要です。

(3) 年々増加する放課後児童健全育成事業利用者数に対応するため、通所対象範囲（学校区）の見直しや増築の検討などの早期対応と、つどいの広場の実施場所の変更の早期対応が必要です。（芳川・南部・鎌田児童センター）

(4) 猛暑対策のため、建物の構造上直射日光を避けることができない場所や静養室の確保などについては、冷房機器の設置など根本的な対策が早期に必要です。（全センター）

(5) 各施設ともに、放課後児童健全育成事業利用児童数の増加に現施設では対応が限界であることから、公共施設再配置計画の再配置方針にもとづいて具体的な実施計画の早期策定が必要です。また、各児童センターの定員の設定や児童の安全を確保するために必要な修繕、利用者の公平性を確保するための備品（下駄箱、ロッカー等）の整備等については、実施時期を示すなどの早期対応が必要です。

(6) 松本市社会福祉協議会の統一的な運営を行ううえで、芳川つどいの広場の他つどいの広場に対する位置付け（休日つどいの広場）や、子どもプラザとの相関性や方向性の提示をお願いします。

(7) 保護者のための子育て支援は、助けてほしいとあげる保護者の声に形骸的な支援を行うのでなく、個別にどの部分を、なにを助けてほしいのか具体化し、保護者と支援者が共通の理解のもとで行われることが望ましく、放課後児童健全育成事業の実施方法の検討が必要です。